

実証類型番号：3

「ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証」の対象となる法令と所管府省庁

No.	法令	所管府省庁	補足事項（検査対象等）
1	災害対策基本法第90条の2第1項	内閣府	
2	火薬類取締法施行規則第44条第1項のうち、右に示す別表条項	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-38の2
			別表第1(第44条第1項関係)2-5
			別表第1(第44条第1項関係)2-11の2
			別表第1(第44条第1項関係)3-33の2
3	火薬類取締法施行規則第44条第2項のうち、右に示す別表条項	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-13
			別表第2(第44条第2項関係)6-6
			別表第2(第44条第2項関係)8-6
			別表第2(第44条第2項関係)13-6
			別表第2(第44条第2項関係)16-2
			別表第2(第44条第2項関係)16-3
			別表第2(第44条第2項関係)16-6
			別表第2(第44条第2項関係)16-7
			別表第2(第44条第2項関係)17-3
			別表第2(第44条第2項関係)17-4
4	火薬類取締法施行規則第44条の5第1項のうち、右に示す別表条項	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-38の2
			別表第3(第44条の5第1項関係)2-5
			別表第3(第44条の5第1項関係)2-11の2
			別表第3(第44条の5第1項関係)3-33の2
5	火薬類取締法施行規則第44条の5第2項のうち、右に示す別表条項	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-13
			別表第4(第44条の5第2項関係)6-6
			別表第4(第44条の5第2項関係)8-6
			別表第4(第44条の5第2項関係)13-6
			別表第4(第44条の5第2項関係)16-2
			別表第4(第44条の5第2項関係)16-3
			別表第4(第44条の5第2項関係)16-6
			別表第4(第44条の5第2項関係)16-7
			別表第4(第44条の5第2項関係)17-3
			別表第4(第44条の5第2項関係)17-4
別表第4(第44条の5第2項関係)18			
6	建築基準法第12条第1項・第2項	国土交通省	
7	建築基準法第88条第1項	国土交通省	
8	建築基準法施行規則第5条第2項、第5条の2第1項	国土交通省	
9	建築基準法施行規則第6条の2の2第2項、第6条の2の3第1項	国土交通省	